

「新型インフルエンザ等対策特別措置法改定案」成立に反対する声明

2020年3月17日

全日本年金者組合

中央執行委員長 金子民夫

首相の判断で緊急事態宣言を出すことができる「新型インフルエンザ等対策特別措置法改定案」（「特措法」）が3月14日に参議院で可決・成立した。

この「特措法」は第一に、緊急事態宣言によって外出自粛の要請が可能となり、都道府県知事を通じて学校・保育所・社会福祉施設・興行場など、多くの人々が利用する施設の利用の制限・停止を要請し、指示できるだけでなく、臨時医療機関開設のための土地使用などを強制使用できるとしている。このように、憲法に保障された移動の自由、集会の自由などの基本的人権を制約し、くらしと経済に重大な影響を及ぼしかねない。

第二に、緊急事態宣言によって、国民の知る権利が脅かされる。首相は「指定公共機関」であるNHKに「必要な指示」ができるとなっている。第二次世界大戦中NHKは軍部が発表する大本営の発表機関となっていたことをみても、報道の独立が確保されないだけでなく、政府の都合で重要な情報さえ伝えられない危険性がある。

第三に、緊急事態宣言の発令や解除に、国会の承認は求められておらず、首相の判断となっている。これでは、その時の政府の恣意的な判断で「緊急事態宣言」が乱用される恐れがある。

第四に、緊急事態宣言の効力は最長2年だが、1年ごとに手続きを経れば何度でも延長可能となる。

このように国民の知る権利が脅かされ、基本的人権を制約し、経済に重大な影響を及ぼす「特措法」の改定には反対である。

政府が今やるべきことは、感染拡大の防止に向けたワクチンの開発や検査体制、治療法の確立、休業や休業中の所得補償などに早急に取り組むとともに、国の責任において2020年度予算を見直し国民の暮らしを守る十分な財政的支援を行うことである。

以上